

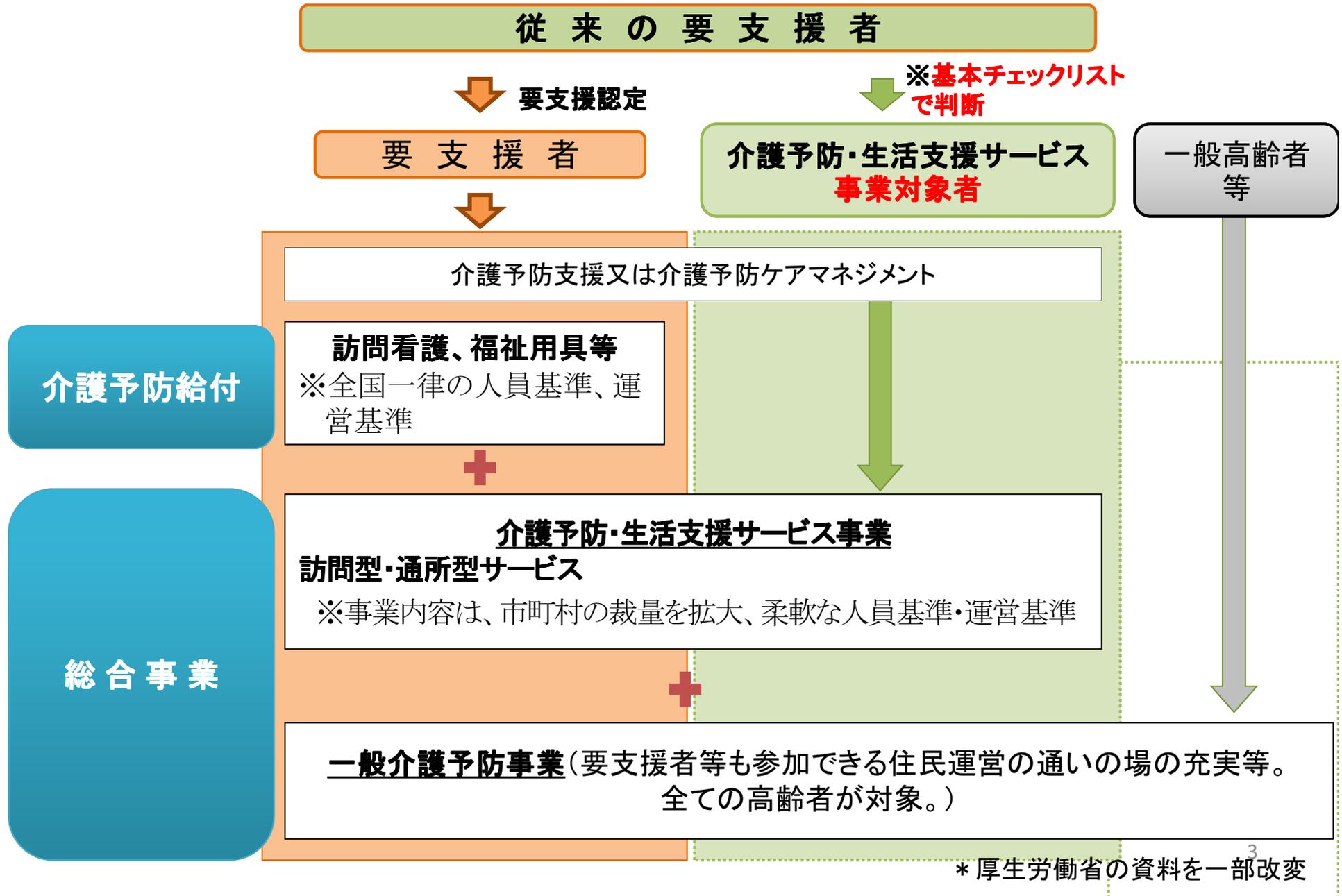
帯広市介護予防・日常生活支援 総合事業

事業者説明会資料

総合事業の概要

- **訪問介護・通所介護以外のサービス**（訪問看護、福祉用具等）は、**引き続き介護予防給付**によるサービス提供を継続。
 - **地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント**に基づき、**総合事業**（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと**介護予防給付のサービス**（要支援者のみ）を**組み合わせる**。
 - **介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ**利用する場合は、**要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に**（**基本チェックリストで判断**）。
- ※ **第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。**

総合事業の概要(2)



要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の**訪問介護、通所介護は、総合事業に移行**
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - ・短期入所療養介護
 - ・居宅療養管理指導
 - ・特定施設入所者生活介護
 - ・短期入所者生活介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・福祉用具貸与
 - ・福祉用具販売
 - ・住宅改修
- など

訪問介護、通所介護
について事業へ移行

従来通り
予防給付で行う

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

・多様な担い手による生活支援

・ミニデイなどの通いの場

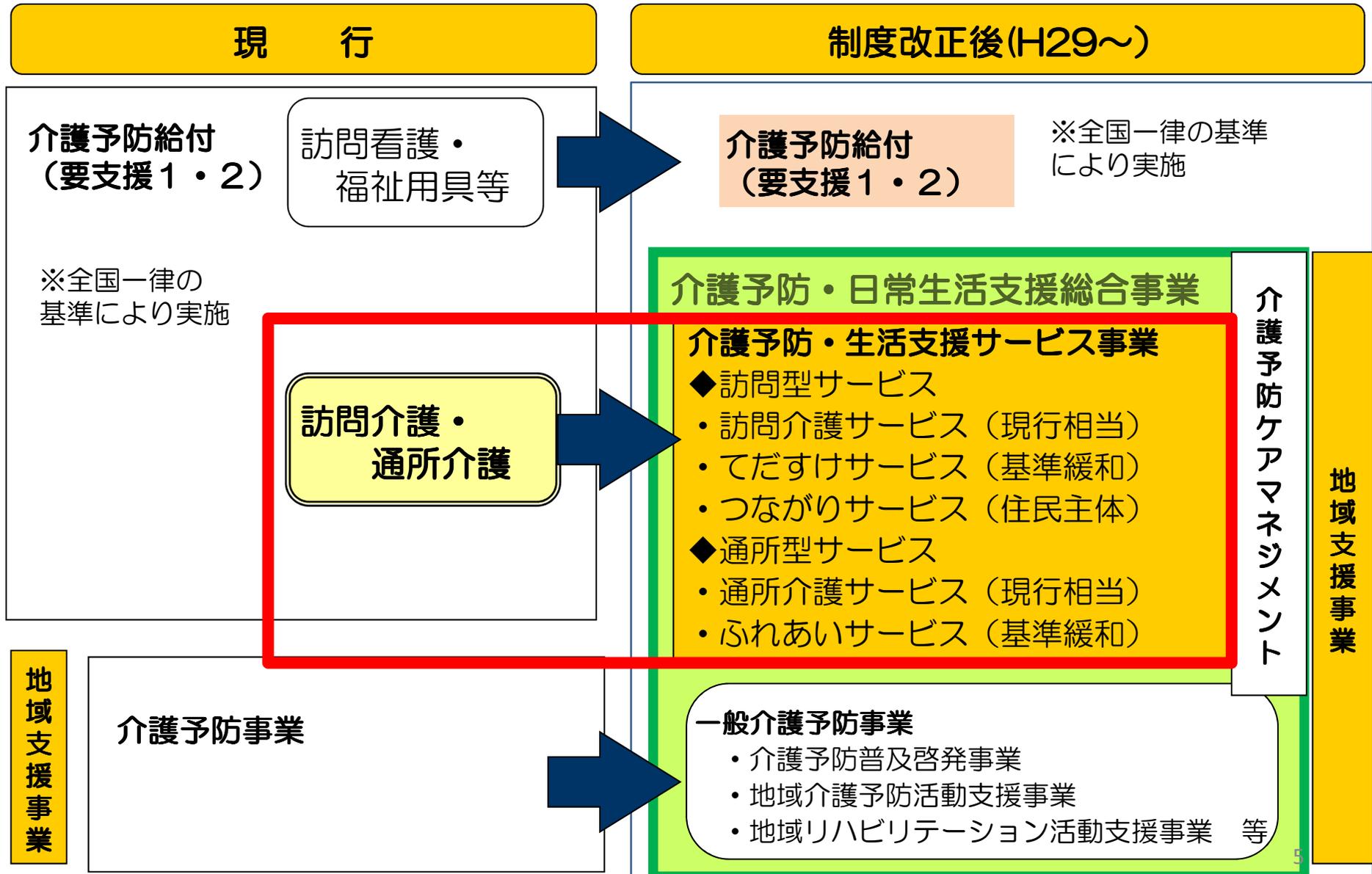
・介護事業所による訪問型・通所型サービス

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進

※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

*厚生労働省の資料を一部改変

帯広市の介護予防・日常生活支援総合事業



総合事業の利用対象者

介護予防・生活支援サービス事業の対象者	<p>①要介護認定で「要支援1・2」と認定された人</p> <p>②要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により「事業対象者」と判定された人</p>
一般介護予防事業の対象者	65歳以上の すべての高齢者 (第1号被保険者)

基本チェックリスト

質問項目	回答	事業対象者に該当する基準		
1 バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ	運動機能の低下 3 項目以上に該当	複数の項目に支障 10項目以上に該当	
2 日用品の買物をしていますか	0. はい 1. いいえ			
3 預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ			
4 友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. いいえ			
5 家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ			
6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ			
7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. いいえ			
8 15分位続けて歩いていますか	0. はい 1. いいえ			
9 この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ			
10 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ			
11 6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. いいえ			低栄養状態 2項目該当
12 BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)				
13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ	口腔機能の低下 2項目以上に該当		
14 お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. いいえ			
15 口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ			
16 週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ	閉じこもり No.16に該当		
17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ	認知機能の低下 1項目以上に該当		
18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい 0. いいえ			
19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. いいえ			
20 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. いいえ	うつ病の可能性 2項目以上に該当		
21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ			
22 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい 0. いいえ			
23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ			
24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だとは思えない	1. はい 0. いいえ			
25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ			

【※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が、18.5未満の場合に計上してください】

サービス利用の流れ

【65歳以上の人】

地域包括支援センターや帯広市役所介護保険課窓口にご相談します。

要介護(支援)認定を受けます

基本チェックリストを受けます

要介護1~5

要支援1・2

非該当

事業対象者

非該当

【介護予防支援(ケアプラン)】

【介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)】

介護給付サービス

介護予防・生活支援サービス事業

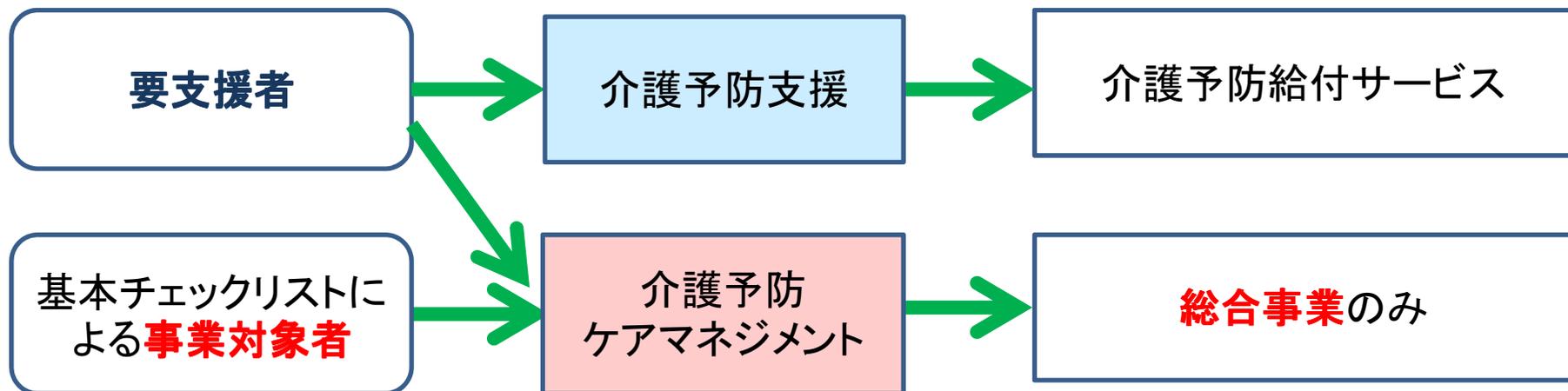
一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメント

【基本的な考え方】

介護予防の目的である「**高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ**」「**要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないようにする**」ために、高齢者自身が地域における**自立した**日常生活を送ることができるよう支援するもの（ケアプランを含む）。地域包括支援センター等が行う。



帯広市の 介護予防・生活支援サービス事業

帯広市の介護予防・生活支援サービス事業

帯広市では、**現行相当サービスを維持し、加えて**
市独自の基準緩和サービス等を3種類実施します。

種別	サービス名	説明
訪問型サービス	現行の介護予防訪問 介護相当サービス	訪問介護員等専門職による入浴の介助、身体整容、外出介助等の身体介護及び生活援助を提供する。
	基準緩和サービス	介護予防訪問介護よりも人員などを緩和した基準により、市が定める研修受講者等による生活援助を提供する。 (介護保険法に定められた生活援助)
	住民主体サービス	主にサービス提供者の介護予防の視点を持ち、住民等が主体の自主活動として行う生活支援を提供する。 (買い物代行、ゴミ出し、電球の交換、階段の掃除 等)
通所型サービス	現行の介護予防通所 介護相当サービス	必要な日常生活の世話及び機能訓練を組合せて提供し、日常生活機能の維持又は向上を図るサービスを提供する。 (機能訓練やレクリエーション等、送迎及び入浴)
	基準緩和サービス	少人数を対象とし、社会参加の機会を設けることにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活機能の維持又は向上を図るサービスを提供する。(主に機能訓練等)

訪問型サービス

サービス名	訪問介護サービス	てだすけサービス	つながりサービス
種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	住民主体サービス
事業主体	法人		団体、NPO法人等
提供するサービス	身体介護及び生活援助	生活援助 (介護保険法で認められるもの)	介護保険法で認められない生活支援を短時間(15分以内)で提供 [買い物代行、ごみ出し、電球の交換、階段の掃除等]
事業所の指定等	事業者指定方式		団体の登録方式
人員基準等	管理者 :常勤・専従1以上 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	管理者 :常勤・専従1以上 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	特になし
	サービス提供責任者 :常勤の訪問介護職員等のうち利用者40人に1人以上 [資格要件:介護福祉士等]	サービス提供責任者 :訪問介護職員等のうち1人以上 [資格要件:介護福祉士、初任者研修修了者、市が定める研修受講者等]	
	訪問介護員 :常勤換算2.5以上 [資格要件:介護福祉士、初任者研修修了者等]	訪問介護員 :市が定める研修受講者又は65歳以上の介護福祉士、初任者研修修了者等を常勤換算で1名以上(*3年間の猶予あり) [資格要件:介護福祉士、初任者研修修了者、市が定める研修受講者等]	

訪問型サービス

	訪問介護サービス	てだすけサービス	つながりサービス																
基本報酬単価 (1単位10円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>包括報酬(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>1,168単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>2,335単位</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>3,704単位</td> </tr> </tbody> </table>		包括報酬(月)	週1回	1,168単位	週2回	2,335単位	週2回以上	3,704単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>包括報酬(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>1,024単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>2,047単位</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>3,247単位</td> </tr> </tbody> </table>		包括報酬(月)	週1回	1,024単位	週2回	2,047単位	週2回以上	3,247単位	サービス提供者(NPO法人等)における設定
	包括報酬(月)																		
週1回	1,168単位																		
週2回	2,335単位																		
週2回以上	3,704単位																		
	包括報酬(月)																		
週1回	1,024単位																		
週2回	2,047単位																		
週2回以上	3,247単位																		
加算・減算	現行の介護予防訪問介護と同じ体系	初回加算(175単位) 介護職員処遇改善加算、 事業所と同一建物利用者等減算は、現行と同様に算定	サービス事業者の規約に基づく																
請求の方法	国保連経由		利用者がサービス事業者に直接支払う																

訪問型サービス

	訪問介護サービス	てだすけサービス	つながりサービス
サービス提供の頻度	ケアプランに基づく利用週1～2回程度		利用者からの希望や生活環境等に応じ、ケアプラン及びサービス計画の中で柔軟に設定
サービス提供時間	ケアプランで必要とされた内容の実施に必要な時間 (介護予防訪問介護の考え方と同じ)		15分以内でサービス事業者の規約に基づく
個別サービス計画	作成		任意
ケアプラン	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(総合事業のサービスのみ利用)		
サービス担当者会議への連携	あり		なし
利用者負担	1割又は2割(基準は、現行介護保険制度と同様)		300円以内でサービス事業者の規約に基づく
限度額管理の有無	あり		なし
サービス提供者(想定)	既存の介護予防訪問介護事業所等		NPO法人、地域団体、ボランティア団体等 ¹⁴

市が定める研修受講者

○旧ヘルパー3級に相当する50時間程度の
研修を受講した者。

* 同程度の研修受講については相談に応じる

○研修は平成29年度実施予定。

詳細は今後、帯広市ホームページ上で情報
提供していきます。

通所型サービス

サービス名	通所介護サービス	ふれあいサービス
種別	現行相当サービス	基準緩和サービス
事業主体	法人	法人、団体、個人事業者等
提供するサービス	必要な日常生活の世話及び機能訓練を組合せて提供[機能訓練やレクリエーション等、送迎及び入浴](介護予防通所介護と同じ)	少人数を対象とした、社会参加の機会(主に機能訓練等)
事業所の指定等	事業者指定方式	
人員基準等	管理者 :常勤・専従1以上 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	管理者 :常勤・専従1以上 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
	生活相談員 :専従1人以上 [資格要件:介護福祉士等]	—
	看護職員 :1人以上 (定員10名以下の場合には不要) [資格要件:看護師等]	—
	介護職員 :利用者15人まで専従1人以上 (15人以上は、1人を増すごとに0.2名)	介護職員 :専従1人以上
	機能訓練指導員 :1人以上 [資格要件:理学療法士等]	機能訓練指導員 :1人以上 (兼務を行う同一事業所の他の職務に係る常勤換算上も、勤務時間として算入することができる) [資格要件:理学療法士等]

通所型サービス

	通所介護サービス	ふれあいサービス																												
基本報酬単価 (1単位10円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1・事業対象者</td> <td>1,647単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援1・事業対象者(入浴無し)</td> <td>1,447単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援1・事業対象者(送迎無し)</td> <td>1,271単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援1・事業対象者 (入浴・送迎無し)</td> <td>1,071単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>3,377単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2(入浴無し)</td> <td>2,977単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2(送迎無し)</td> <td>2,625単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2(入浴・送迎無し)</td> <td>2,225単位/月</td> </tr> </tbody> </table>		月額報酬	要支援1・事業対象者	1,647単位/月	要支援1・事業対象者(入浴無し)	1,447単位/月	要支援1・事業対象者(送迎無し)	1,271単位/月	要支援1・事業対象者 (入浴・送迎無し)	1,071単位/月	要支援2	3,377単位/月	要支援2(入浴無し)	2,977単位/月	要支援2(送迎無し)	2,625単位/月	要支援2(入浴・送迎無し)	2,225単位/月	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>750単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>1,547単位/月</td> </tr> <tr> <td>入浴加算</td> <td>50単位/回</td> </tr> <tr> <td>送迎加算</td> <td>47単位/回</td> </tr> </tbody> </table>		月額報酬	要支援1	750単位/月	要支援2	1,547単位/月	入浴加算	50単位/回	送迎加算	47単位/回
		月額報酬																												
	要支援1・事業対象者	1,647単位/月																												
	要支援1・事業対象者(入浴無し)	1,447単位/月																												
	要支援1・事業対象者(送迎無し)	1,271単位/月																												
	要支援1・事業対象者 (入浴・送迎無し)	1,071単位/月																												
	要支援2	3,377単位/月																												
	要支援2(入浴無し)	2,977単位/月																												
	要支援2(送迎無し)	2,625単位/月																												
	要支援2(入浴・送迎無し)	2,225単位/月																												
	月額報酬																													
要支援1	750単位/月																													
要支援2	1,547単位/月																													
入浴加算	50単位/回																													
送迎加算	47単位/回																													
	<p>* 同一敷地内送迎減算が該当になる場合は、送迎ありの単価を使用</p>																													
加算・減算	現行の介護予防通所介護と同じ体系	なし																												
請求の方法	国保連経由																													

通所型サービス

	通所介護サービス	ふれあいサービス
サービス提供の頻度	ケアプランに基づく利用、週1～2回程度	
個別サービス計画	作成	
ケアプラン	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(総合事業のサービスのみ利用)	
サービス担当者会議への連携	あり	
利用者負担	1割又は2割(基準は、現行介護保険制度と同様)	
限度額管理の有無	あり	
サービス提供者(想定)	既存の介護予防通所介護事業所等	整骨院等

支給限度額・利用者負担割合

	支給限度額(1か月)
事業対象者	5,003単位/月
要支援1	
要支援2	10,473単位/月

- 利用者負担割合は、**給付と同じ**とする。
1割負担、又は2割負担(一定以上所得者)

必要となる事務等について

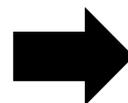
総合事業を開始するための指定手続きについて①

○総合事業を開始するための手続きは、開始するサービスの種類や事業を行う事業所の指定状況等によって異なります。確認の上、適切に手続きを行ってください。

介護予防訪問型相当サービス及び介護予防通所型相当サービスを提供する場合

①指定があったとみなされている事業所

平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護
又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所



指定申請は**不要**です。

※平成30年4月1日以降も相当サービスの実施を希望する場合は、同日までに指定更新手続きが必要（詳細は22ページ）

②指定があったとみなされていない事業所

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護
又は介護予防通所介護の指定を受けていない
事業所で、現在指定を受けている事業所



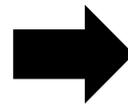
指定申請が**必要**となります。
（詳細は23ページ）

③新規で指定申請をする事業所

基準を緩和したサービス（介護予防訪問型生活支援サービス等）を提供する場合

①実施を希望する全ての事業所

みなし指定の有無に関わらず、事業の実施を
希望する事業所

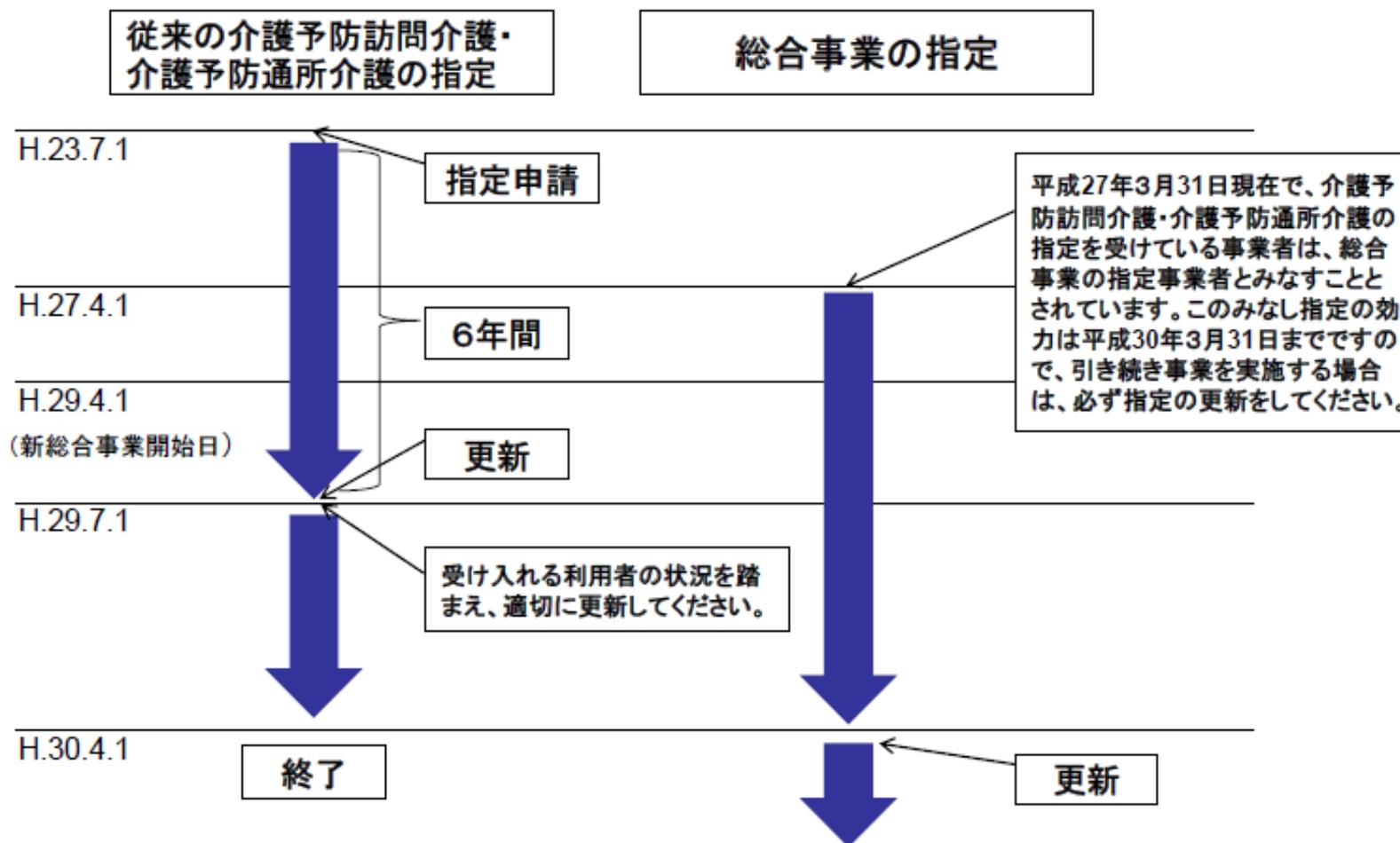


指定申請が**必要**となります。
（詳細は23ページ）

訪問型住民主体サービスは登録方式

総合事業を開始するための指定手続きについて②

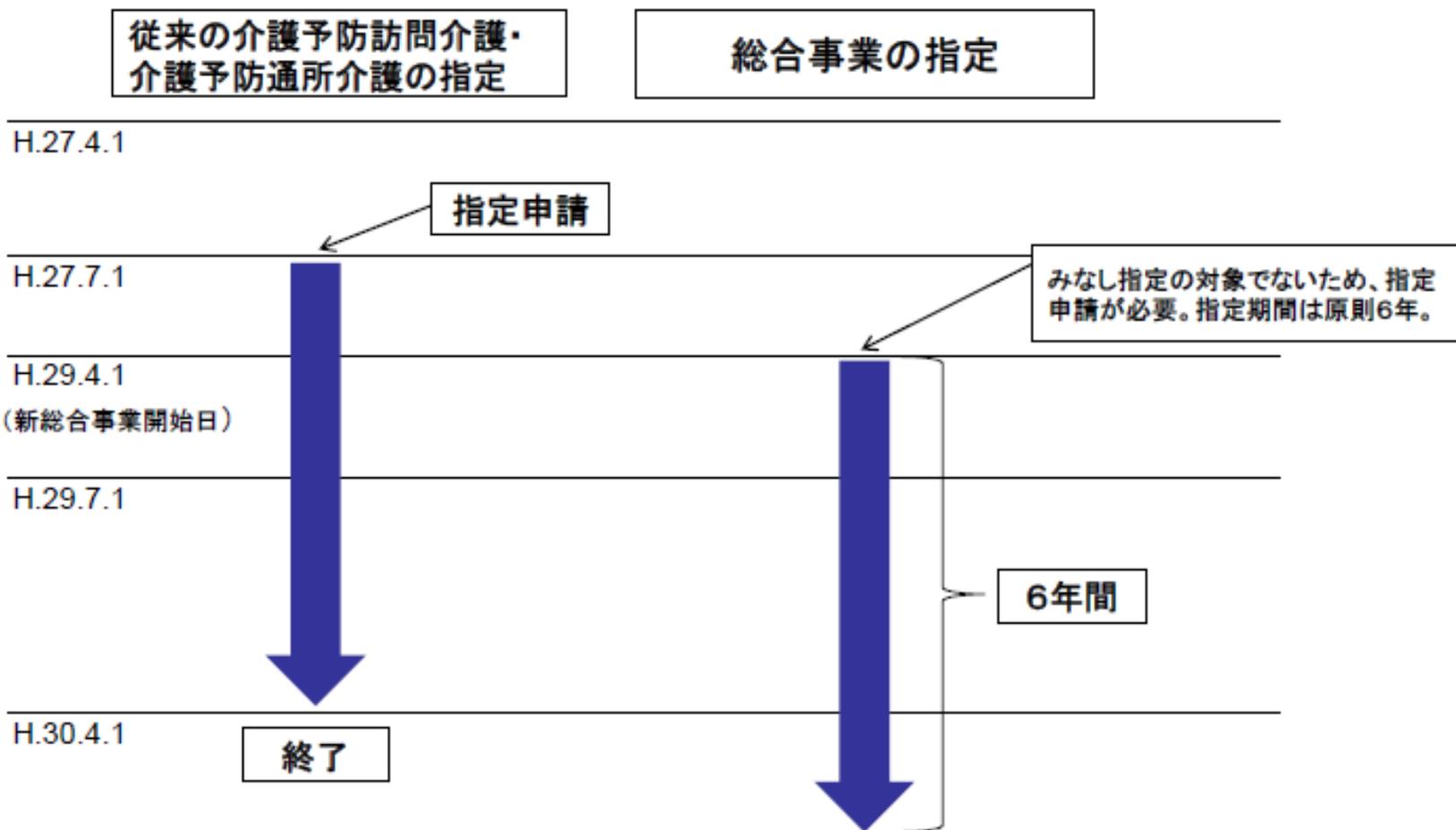
＜例＞ 平成23年7月1日に介護予防サービスの指定を受けた事業所の場合



総合事業を開始するための指定手続きについて③

＜例＞ 新規に総合事業の指定が必要になる場合

(平成27年4月1日以降に介護予防サービスの指定を受けた事業所等)



総合事業を開始するための指定手続きについて④

・ 指定申請受付期間について

平成29年1月16日から申請受付を開始します。

指定申請書提出後の流れ・スケジュール等については、帯広市ホームページにて掲載します。

・ 提出書類について（※事業者指定方式事業）

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定申請と同程度とする予定です。

指定申請書（第1号様式）	付表（サービス事業ごとに異なります）
定款、登記事項証明書又は条例等	勤務体制及び勤務形態一覧表
事業所管理者の経歴書	事業所の平面図
運営規程	当該申請に係る資産の状況
誓約書（基準該当・暴力団排除）	役員及び管理者名簿
資格を証する書類	雇用契約書
苦情を処理するために講ずる措置の概要	給付費算定に係る体制等に関する届出書

※指定申請に係る様式については、帯広市ホームページにて掲載します。

（平成29年1月上旬予定）

総合事業を開始するための指定手続きについて⑤

・ 訪問型住民主体サービス登録申請受付期間について

平成29年1月16日から登録申請受付を開始します。

登録申請書提出後の流れ・スケジュール等については、帯広市ホームページにて掲載します。

・ 提出書類について（※事業者登録方式事業）

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定申請よりも基準に合わせて軽微なものとする予定です。

指定申請書（第1号様式）	付表
定款、登記事項証明書又は条例等	運営規程
事業所管理者の経歴書	誓約書（基準該当・暴力団排除）

※登録申請に係る様式については、帯広市ホームページにて掲載します。
（平成29年1月上旬予定）

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること①

作成・変更等が必要なもの

運営規程、契約書、重要事項説明書、料金表 等

- ・ 運営規程については、事業者が当該事業を開始する時期（みなし指定事業所については、平成29年4月1日）までに作成・変更してください。
- ・ 契約書、重要事項説明書、料金表等、利用者個人と取り交わすものについては、当該利用者が総合事業のサービスを開始するときに合わせて作成・変更してください。
- ・ 総合事業は市町村ごとに実施するため、他市の被保険者にサービスを提供する場合は、当該他市の状況を確認してください。
- ・ 市によってサービス名称、事業内容、報酬単価が異なる場合があるので、運営規程等を作成する際は注意が必要となります。

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること②

・ 運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業を実施する場合、運営規程の作成が必要です。なお、既存の訪問介護又は通所介護等の運営規程を変更した場合は、別途介護保険事業指定権者への変更届が必要です。

【 運営規程に記載する場合のサービス名称の例 】

「介護保険法に規定する第一号訪問事業」
「介護保険法に規定する第一号通所事業」



この名称には、基準を緩和したサービスも含まれます。

又は

「訪問介護サービス」
「てだすけサービス」
「つながりサービス」
「通所介護サービス」
「ふれあいサービス」



帯広市独自の総合事業サービス名称です。

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること③

- ・ 契約書および重要事項説明書

新たに作成し取り交わす方法のほか、変更点等を記載した書類を作成して、双方で確認（押印等）する方法なども考えられます。

【サービス名称の例・・・運営規程（前頁）を参照】

- ・ 料金表

契約書や重要事項説明書に記載のある料金表のほか、事業所内に掲示している料金表がある場合など、料金表の変更等が必要となります。

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること④

・ 定款

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業を実施する場合、定款に事業名の追加等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
なお、定款に総合事業に関する事業名の追加等をした場合の介護保険法に基づく変更届は不要です。

・ その他

例えば個人情報に関する同意書などにサービス名称がある場合など、新たに作成が必要になる場合があります。

・ 国保連請求ソフト

介護予防・日常生活支援総合事業に対応したバージョンなどに対応したものを導入する必要があります。
請求ソフトのメーカーにご確認ください。

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること⑤

・ 帯広市総合事業サービスコード

サービスコード表及び単位数マスタを、1月上旬に帯広市ホームページにて公開します。国保連請求ソフトに取り込む等など設定が必要になります。

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表(例)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅰ) 1,168 単位	1,168	1月につき	
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1,051
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		736
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割				38
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	38 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27	
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ		ロ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅱ) 2,335 単位	2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割			77	
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	77 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ		ハ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅲ) 3,704 単位	3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割			122	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	122 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	